



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎市総合計画 改定方針

令和7(2025)年5月

川崎市

目次

1 計画改定の趣旨	P.3	6 基本計画の概要	P.15
		(1) 趣旨・目的	
2 計画改定にあたっての基本認識	P.4	(2) 目標年次及び計画の位置づけ	
(1) これまでの取組と成果		(3) 「政策」の基本方向	
(2) 本市を取り巻く環境変化と主な課題等			
(3) 厳しい財政環境		7 実施計画の概要	P.16
(4) 都市構造と交通体系		(1) 名称	
		(2) 計画期間	
3 計画改定に向けた基本姿勢	P.11	(3) 構成	
(1) 「対話」と「現場主義」に基づく計画改定の推進		(4) 第3期実施計画からの主な変更点	
(2) データを活用した政策形成の推進		(5) 評価のしくみの見直し	
(3) 全庁一丸となった計画改定の推進		(6) 効率的・効果的な計画行政の推進	
4 総合計画の構成	P.13	8 改定までのスケジュール(予定)	P.23
5 基本構想の概要	P.14	参考1 川崎市基本構想	P.24
(1) 趣旨・目的		参考2 川崎市基本計画	P.27
(2) めざす都市像とまちづくりの基本目標		参考3 現行の政策体系(イメージ)	P.33
(3) 基本政策		参考4 第4期実施計画のレイアウト(イメージ)	P.34
		参考5 第4期実施計画の評価シート(イメージ)	P.38

1 計画改定の趣旨

- 本市では、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市総合計画」(以下「総合計画」といいます。)に基づき、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて取組を進めています。
- 総合計画は、めざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成しており、令和7(2025)年度は「第3期実施計画」の最終年度にあたりとともに、「基本構想」、「基本計画」の策定から10年が経過する節目の年にあたります。
- この間、環境問題の一層の深刻化や、デジタル化の急速な進展、臨海部における産業構造の変化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、近年、その変化は加速しています。また、今なお発展を続け、人口が増え続けている本市においても、少子高齢化は徐々に進行しており、近い将来、人口減少という深刻な課題に直面することが予想されます。
- こうした状況下においても、基礎自治体として市民一人ひとりの暮らしに寄り添い、地域社会の活性化を図るとともに、首都圏の大都市として我が国経済の成長を力強く牽引する役割を果たしていくことが求められています。
- 本市は昨年、市制100周年という歴史的な節目を迎えました。次の100年に向けて持続的な発展を続けるため、総合計画を改定(※)し、多様化・複雑化する課題に機動的に対応していきます。
- 今後、本方針に基づき、総合計画改定に向けた取組を進めていきます。

(※) 基本構想及び基本計画の改定、次期実施計画の策定を合わせて「総合計画の改定」といいます。

2 計画改定にあたっての基本認識

(1) これまでの取組と成果

- 平成28(2016)年3月の総合計画策定以降、保育所の待機児童対策や中学校完全給食の全校実施、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組など、誰もが幸せに暮らし続けるための心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めてきました。
- あわせて、羽田空港と川崎を結ぶ多摩川スカイブリッジの開通、キングスカイフロントや新川崎・創造のもりなど世界をリードする研究開発拠点の形成、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた地域エネルギー会社の設立など、本市のポテンシャルを最大限に活かしつつ、成長分野の産業を振興し、持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進め、めざす都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」に向けたまちづくりを進めてきました。
- また、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症など、予期せぬ事態にも適切に対応し、地域防災力の向上や関係機関との連携強化など、対策の充実に取り組むとともに、必要な経営資源の確保と市民満足度の向上に資する質的改革の推進など、成長と成熟を支える都市や行政の基盤づくりについても着実に進めてきました。

2 計画改定にあたっての基本認識

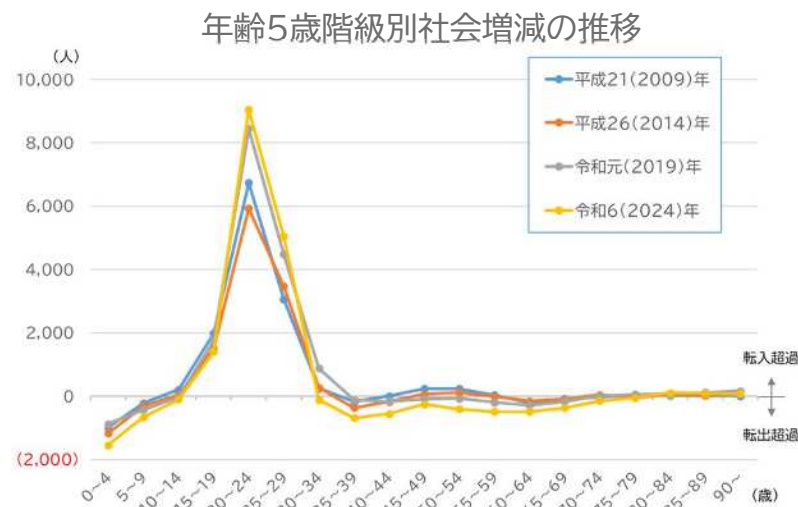
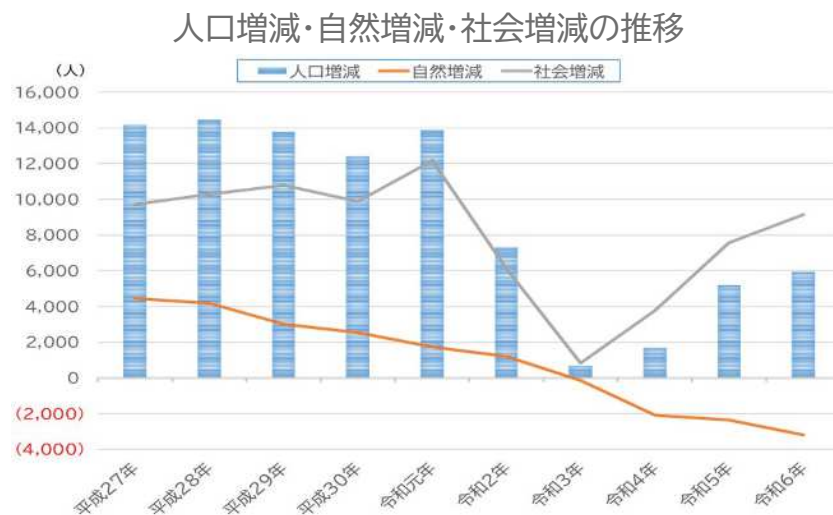
(2) 本市を取り巻く環境変化と主な課題等

- 地域包括ケアシステムの進化や都市インフラの老朽化など、**継続的な課題**に対し、引き続き、適切に対応していくとともに、**社会経済環境の変化を的確に捉え、本市の強みやポテンシャル、新たな成長の機会を最大限に生かしながら取組を進めていく必要があります。**
- また、課題がより一層多様化・複雑化する中で、その解決に向けては、**これまで以上に多様な主体との共創や、デジタル技術の活用を積極的に推進していく必要があります。**

① 少子高齢化・人口減少の進行

a. 本市の人口動態

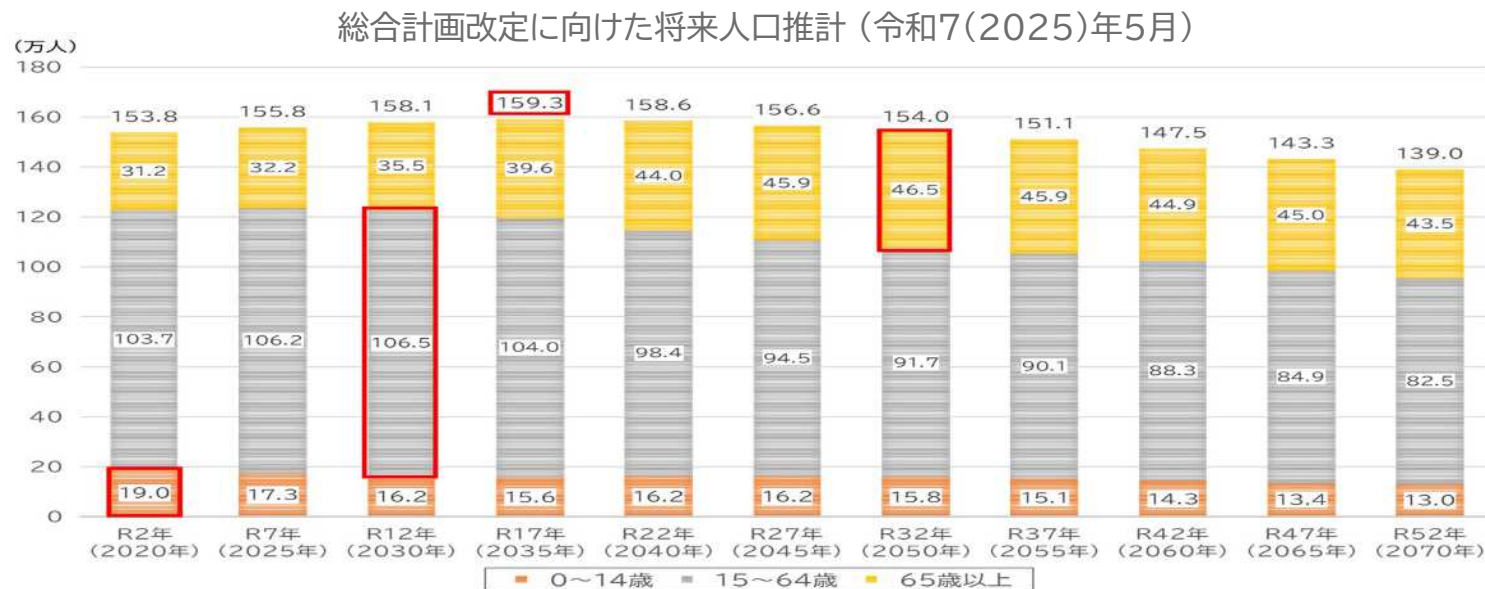
- 本市は大都市の中でも、長年トップレベルの出生率や婚姻率等を有していますが、出生から死亡を差し引いた**自然増減は、近年、マイナスに転じており、少子高齢化は徐々に進行しています。**
- 転入が転出を上回る社会増により今も人口増が続いており、特に20代では大幅な転入超過となっていますが、**子育て世帯と思われる層では転出超過**が続いています。



2 計画改定にあたっての基本認識

b. 本市の将来人口推計

- 総合計画改定に向けて改めて行った将来人口推計では、前回推計(令和4(2022)年2月公表)と比較して人口のピークの時期が5年程度遅くなる見込みとなりましたが、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少への転換が見込まれることに変わりはありません。
- 少子高齢化の進行等を背景に、医療・福祉、運輸業等では既に深刻な労働力不足に直面しています。今後、少子高齢化がさらに進むことで、担い手不足が一層拡大し、地域経済の活力や地域コミュニティの機能が低下することに加え、社会保障関連経費の増大や都市インフラの老朽化の進行等により、市民生活に必要な多種多様な機能・サービスの縮小や水準の低下などが懸念されます。
- そのため、引き続き見込まれる人口増や多様化する市民ニーズへの的確な対応に加えて、人口減少の進行を抑制するため、出生率向上や子育て世帯の定住につながる取組を進めるとともに、人口減少に転じた際にも持続的な発展を可能とするため、多様な社会的資源の最適化など中長期的な取組を着実に推進していく必要があります。
- また、時代に合った最適な社会システムの構築に向けて、「特別市」の早期法制化に向けた取組を加速していく必要があります。

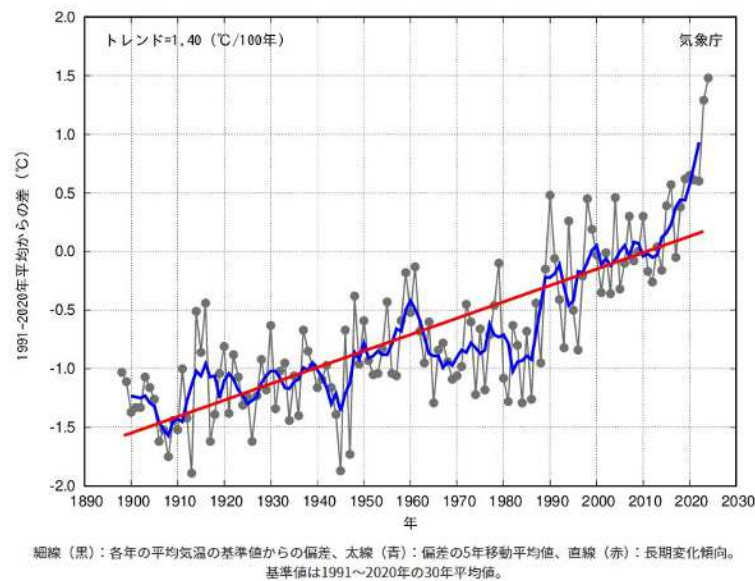


2 計画改定にあたっての基本認識

② 深刻化する気候変動

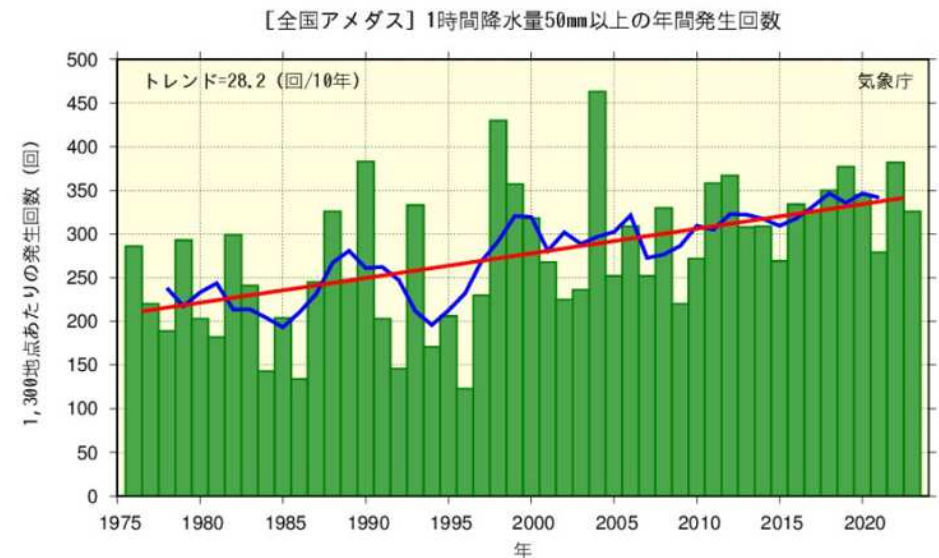
- 本市では、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体と連携し、気候変動対策に取り組んでいます。
- 一方、令和6(2024)年の日本の平均気温は、1898年の統計開始以降、最も高い値となり、2年連続で記録を更新するなど、近年、世界各地で異常な暑さが観測されています。また、毎年のように台風や局地的豪雨による被害が全国各地で発生するなど、気候変動による影響は、一層深刻さを増しています。
- 持続可能な社会を構築するため、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速させるとともに、市民の安全・安心を確保するため、暑熱対策など喫緊の課題に迅速に取り組む必要があります。

日本の年平均気温偏差



資料:気象庁

全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数



資料:気象庁

2 計画改定にあたっての基本認識

③ 自然災害リスクの増大

- 首都直下地震や南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化しています。市民の安全・安心を最優先に、ハード・ソフト両面の防災対策を強化し、あらゆる災害に対応できる強靱な都市づくりを進めていく必要があります。

④ DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展

- 生成AIや自動運転技術、量子コンピューティングなど、革新的な技術の進展が社会を大きく変えつつあります。本市においても、行政手続や内部事務のデジタル化を加速して、業務の効率化を一層推進するとともに、さまざまな施策で先端技術を積極的に活用し、市民生活の質の向上や持続可能な社会の構築につなげていく必要があります。

⑤ 未来志向の産業振興

- 扇島地区等では、広大な敷地とポテンシャルを生かした大規模土地利用転換が始動し、キングスカイフロントや新川崎・創造のもりでは、世界をリードする研究開発が進められています。人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現するため、最先端技術産業やイノベーション創出を促進する拠点の形成を各地で推進するとともに、拠点間の連携に取り組む必要があります。

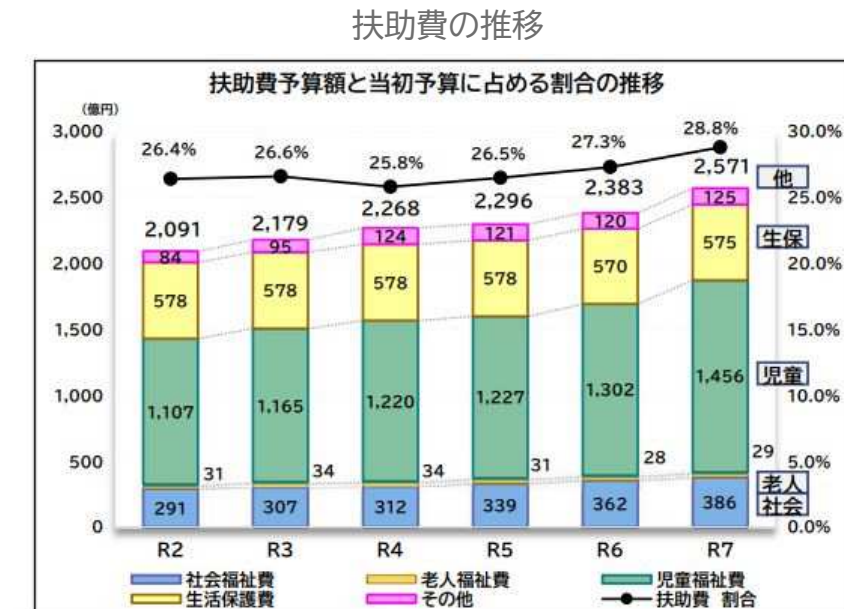
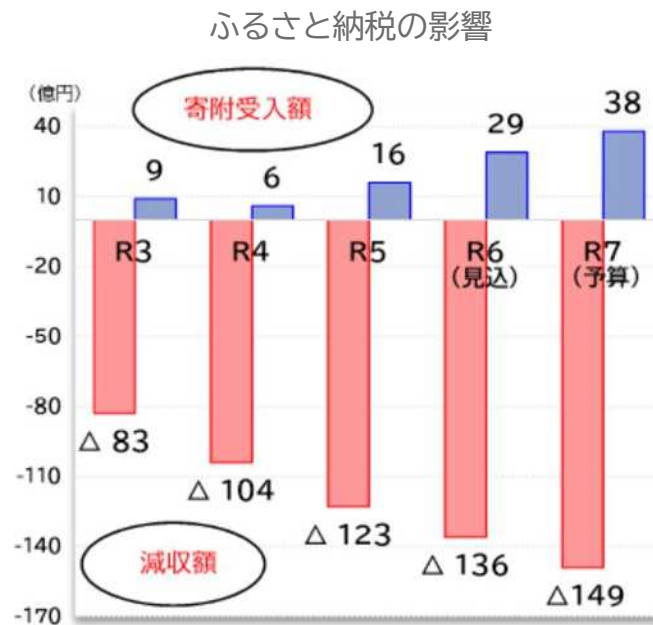
⑥ 市制100周年のレガシー

- 100周年記念事業後も「あたらしい川崎」を生み出していくため、全国都市緑化かわさきフェアをはじめ、100周年記念事業を契機として生まれた多彩な取組や、市民・企業・団体等とのつながりなどをレガシーとして、官民が一体となって、さまざまな人たちが未来にチャレンジできる活力あるまちを目指します。

2 計画改定にあたっての基本認識

(3) 厳しい財政環境

- 本市の市税収入は、人口増などに支えられ堅調に推移していますが、**ふるさと納税の影響による市税の減収が年々拡大**しています。
- また、待機児童対策の継続的な推進や、障害福祉サービス利用者の増加などにより、**扶助費は年々増加しており、令和7(2025)年度予算では2,571億円、当初予算に占める割合は28.8%となっています。**
- これらに加え、物価高騰や国の制度変更などに伴う財政措置が十分でないなど、引き続き厳しい財政環境が続くことが**見込まれる中**、総合計画に基づく取組については、「**行財政改革プログラム**」や「**今後の財政運営の基本的な考え方**」、「**資産マネジメント実施方針**」と**連携**しつつ、限られた財源・人的資源など行財政運営に必要な経営資源を着実に確保し、最大限に活用する観点から、**取組の優先順位を勘案し、個々の取組内容を検討していく必要があります。**



※ 端数処理の関係で、合計額が一致しないことがあります。

2 計画改定にあたっての基本認識

(4) 都市構造と交通体系

- 今後も「**広域調和・地域連携型**」の**都市構造**をめざし、広域拠点や臨空・臨海都市拠点の整備等による「**魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり**」と、地域生活拠点等の整備をはじめとした「**身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたくなるまちづくり**」を推進します。
- あわせて、バス運転手不足の深刻化や自動運転技術の進展など社会環境の変化を適切に捉えながら、バスネットワークの維持や多様な交通手段の導入など、「**持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築**」を進めます。

3 計画改定に向けた基本姿勢

(1) 「対話」と「現場主義」に基づく計画改定の推進

- 市民ニーズを的確に把握し、計画改定に多様な視点を取り入れるため、各種アンケートや市長への手紙、車座集会など、**日常の市民等との関わりから得られた意見に加え、無作為で抽出した市民によるワークショップ「川崎のこれからを描く『ミライ会議』」を令和6(2024)年度に開催しました。**

【開催概要】

- | | |
|----------------|--|
| ● 開催実績 | ● 話し合ったテーマ |
| ・ 南部エリア 11月16日 | ・ 「自助・共助・公助」で考える災害に強いまちづくり |
| ・ 中部エリア 12月14日 | ・ 超高齢社会の中で生き生きと暮らせるまちづくり |
| ・ 北部エリア 1月25日 | ・ 地域全体で支える、安心して子育てできるまちづくり |
| ・ まとめ回 2月24日 | ・ 気候変動等を踏まえた環境にやさしいまちづくり |
| (子ども会議 1月12日) | ・ 産業、スポーツ、観光資源、文化・芸術を活かした魅力的なまちづくり
(子ども会議で話し合ったテーマは上記と異なります。) |

- これらの市民意見等のほか、**有識者の意見や議会の意見**を踏まえながら、政策の方向性や具体的な取組の検討を進めます。
- さらに、改定素案の策定後は、市民説明会やパブリックコメント等を通じて広く意見を聴くなど、**改定プロセスにおける市民参加を促進**します。

3 計画改定に向けた基本姿勢

(2) データを活用した政策形成の推進

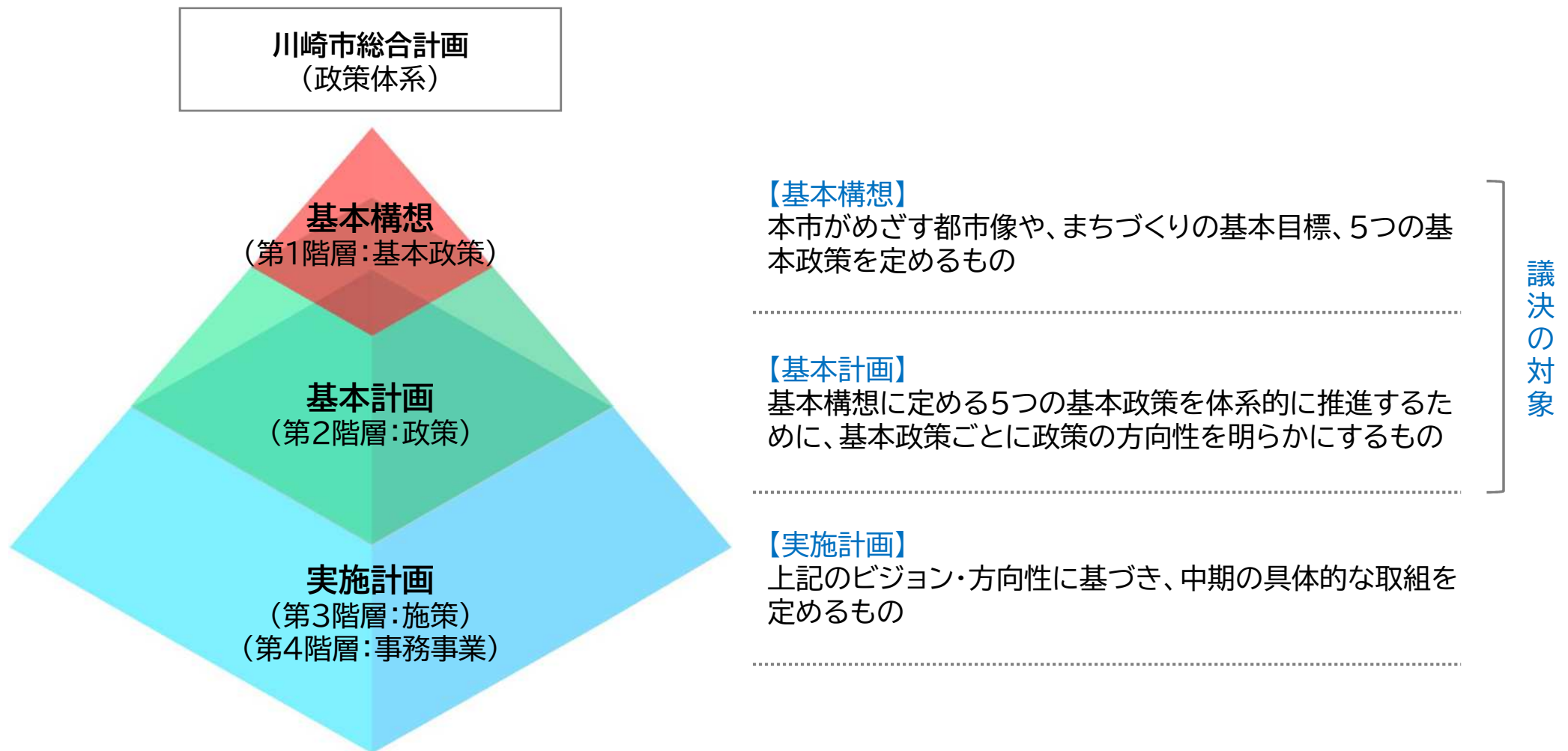
- 政策の透明性と有効性を高め、市民の行政への信頼を確保するため、さまざまな客観的なデータや証拠を活用し、多角的な視点から、データに基づく現状把握や課題分析、目標設定等を行うなど、**政策形成におけるデータの利活用を積極的に推進**します。

(3) 全庁一丸となった計画改定の推進

- 計画改定の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進し、本部長が本部員(各局区の局長等)を招集して開催する本部会議のほか、必要に応じて、総務企画局長が総括企画主管(各局区の企画担当部長等)又は企画主管(各局区の企画担当課長等)を招集して推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めます。**
- 職員個人や組織としての政策形成能力の向上が求められる中、**計画改定への幅広い職員の参加が重要であることから、各局区においては、計画改定に向けた検討を進める中で、将来のあるべき姿やその実現に向けて必要な取組について、最適化の視点を持って活発な討議を行うなど、**すべての職員が問題意識を持って計画改定に取り組むもの**とします。
- 課題が多様化・複雑化する中、**各局区が相互に協力・連帯して取組を進める必要があることから、課題解決に向けた目的や施策・事業の方向性など、検討段階から各局区間で適切に情報共有を図りながら調整を進めるもの**とします。

4 総合計画の構成

- 今後も持続的な発展を続けるため、将来を見据えた長期的なビジョンや方向性の下、具体的な取組を定めることとし、総合計画の構成は引き続き、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とします。



5 基本構想の概要

- 基本構想は、改めて30年程度先を展望し、現行の考え方を基本としながら必要な見直し(アップデート)を行うこととし、具体的には次のとおり改定します。

(1) 趣旨・目的

- 本市が直面している状況や将来を見据えた課題認識等を踏まえた修正を行います。

(2) めざす都市像とまちづくりの基本目標

- 引き続き、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざし、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本目標に掲げます。
- 自然災害リスクの増大や、市民の安全が脅かされる出来事が増加していることを踏まえ、「安心のふるさとづくり」の考え方について、一部補足を行います。

(3) 基本政策

- 今後も「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」をバランスよく推進するため、引き続き、次の5つを基本政策とします。

基本政策1	生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
基本政策2	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
基本政策3	市民生活を豊かにする環境づくり
基本政策4	活力と魅力あふれる力強い都市づくり
基本政策5	誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

- 各基本政策の方向性については、この間の環境変化や今後見込まれる課題、市民ニーズ等を踏まえ、長期的な視点で改めて検討し、必要に応じて見直しを行います。

6 基本計画の概要

- 基本計画は、**新たな計画期間**のもと、**現行の考え方を基本**としながら**必要な見直し(アップデート)**を行うこととし、具体的には次のとおり改定します。

(1) 趣旨・目的

- 引き続き、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、**基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするもの**とします。

(2) 目標年次及び計画の位置づけ

- 令和8(2026)年度から令和19(2037)年度までの12年間**を対象として、**市政運営の方向性を定めるもの**とします。

(3) 「政策」の基本方向

- 現行の政策体系を前提としつつも、**各政策及びその基本方向**については、この間の環境変化や今後見込まれる課題、市民ニーズ等を踏まえ、**長期的な視点で改めて検討し、政策の統廃合等も含め、必要に応じて見直し**を行います。

7 実施計画の概要

- 次期実施計画は、基本構想及び基本計画に定めるビジョンや方向性に基づき、中期の具体的な取組を定める計画として、次のとおり策定します。

(1) 名称

- 川崎市総合計画 第4期実施計画

(2) 計画期間

- 令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間

(3) 構成

- 市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成の抜本的な見直しを行い、概ね、次の内容を記載する方向で策定を進めます。

- ① 序章(計画の趣旨、基本認識等)
- ② 重点的に取り組む課題(テーマ)
- ③ 政策体系別の取組(施策・事務事業)
- ④ 区のまちづくりの方向性と主な取組
- ⑤ 進行管理、評価
- ⑥ 資料編(策定経過等)

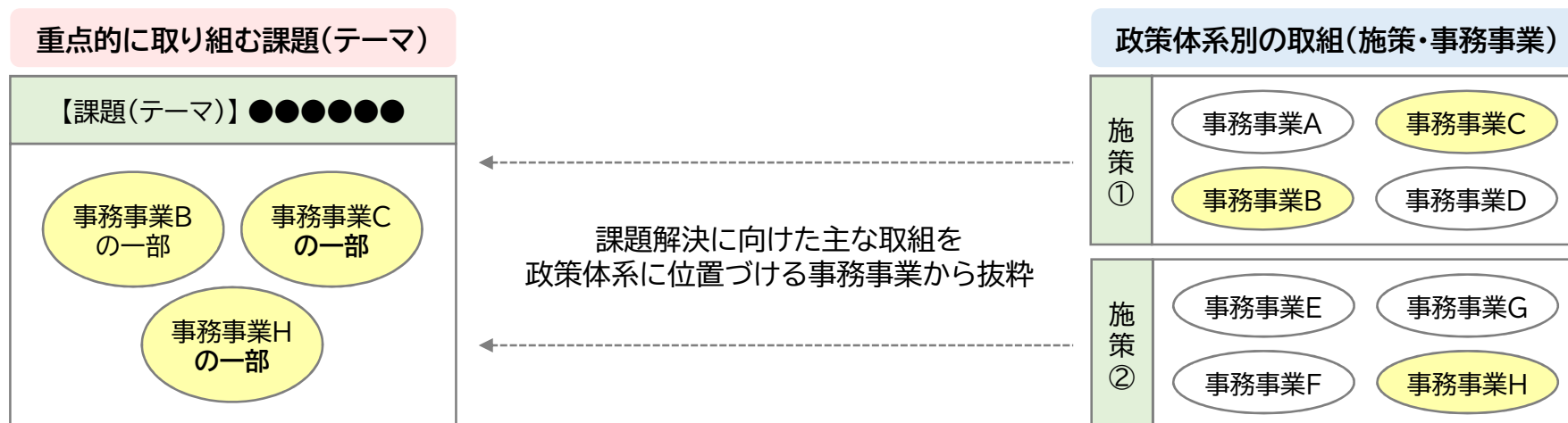
7 実施計画の概要

(4) 第3期実施計画からの主な変更点

① 重点的に取り組む課題(テーマ)の設定

- すべての計画の基本となる総合計画には、多岐にわたる政策分野の取組を包括的に定める必要がありますが、本市を取り巻く環境変化等を踏まえ、計画期間中、どのような取組に重点を置くのかを市民に分かりやすく示すことが重要です。
- そのため、第4期実施計画期間中、特に重点的に取り組む課題(テーマ)を設定し、その考え方や課題解決に向けた主な取組を掲載することとし、今後、課題の選定等を進めます。
- なお、これまで掲載してきた「かわさき10年戦略」は、政策体系別の取組との関係性が分かりにくいなどの課題を踏まえ、廃止することとします。

【重点的に取り組む課題(テーマ)のイメージ】



7 実施計画の概要

② 政策体系別の取組(施策・事務事業)

a. 市民に分かりやすく、機動的な計画にするための見直し

- これまで「政策体系別計画」として、**施策に紐づく事務事業の大半を「計画期間の主な取組」と位置づけ、それぞれ年度ごとの細かな取組内容等を掲載**してきましたが、環境変化が加速する中で、**機動的な対応が困難になる**といった課題が顕在化しています。
- また、細かな情報の掲載により第3期実施計画は766ページという膨大な枚数になっています。本市のまちづくりの考え方などを市民をはじめ多様なステークホルダーと共有することも総合計画の重要な役割となりますが、**長大な文書は理解の難しさや関心の低下等を招く要因**ともなり得ます。
- こうしたことを踏まえ、**市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画**とするため、施策の目標達成に大きく寄与する事業や財政負担が大きい事業など、**主要な事務事業を精選し、かつ、主な取組内容など必要な情報のみを簡潔に掲載**することとします。
- 一方、透明性を確保するため、主要な事務事業以外についても**別途一覧で取組の概要を掲載**することに加え、**毎年**の評価において、**主な取組の実績等**を示すこととします。
- さらに、実施計画の中に別の名称を冠した計画が存在することも分かりにくさの要因となることから、「**政策体系別計画**」という名称は**変更**する方向で検討を進めます。

b. 施策・事務事業の見直し

- 第3期実施計画では、政策体系に**74の施策と約570の事務事業**を位置づけています。これらをもとに、これまでの施策・事務事業に関する評価結果のほか、この間の環境変化や今後見込まれる課題、市民ニーズ等を踏まえ、**すべての施策・事務事業について見直しの必要性を検討し、統廃合も含め柔軟に見直し**を行います。
- また、**施策ごとに改めて目標設定**を行い、**4年後にめざす姿(状態)を明らかにすること**とし、目標の達成度を表す適切な成果指標の設定とあわせて検討を進めます。

7 実施計画の概要

【「政策体系別の取組(施策・事務事業)」のページのイメージ】

- ・ 必要な情報を簡潔に記載し、ページ数は各施策2ページで統一
- ・ レイアウトは今後変更する可能性があります。

[illegible][illegible]

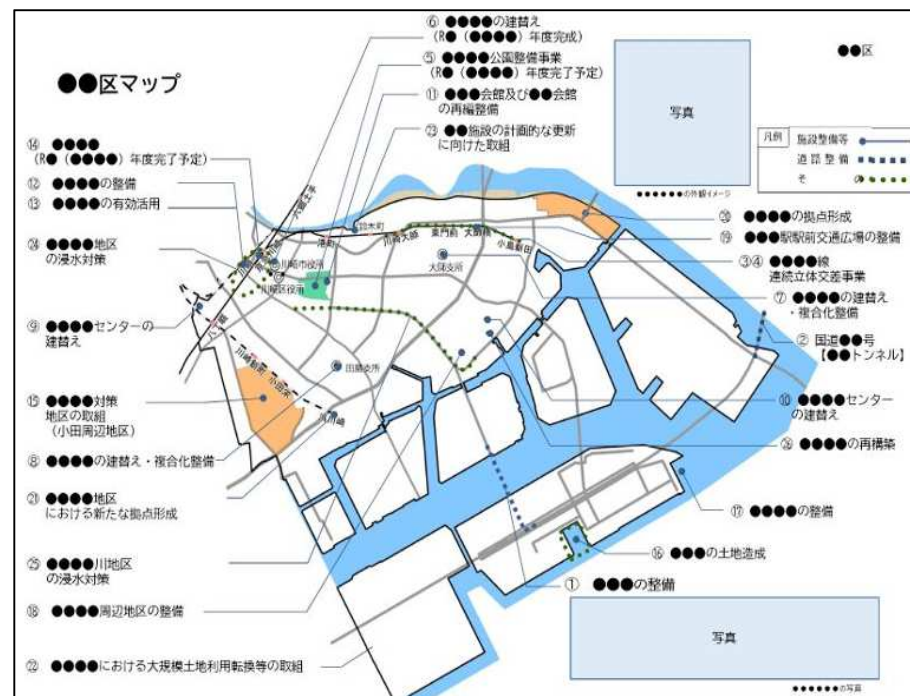
7 実施計画の概要

③ 区のまちづくりの方向性と主な取組

- 市民に身近な行政サービスを提供する区役所の業務について、これまでは、**各区共通のものを「政策体系別計画」に、地域課題の解決に向けて各区が独自に展開するものを「区計画」**に位置づけてきました。本市の取組を市民に分かりやすく示すため、この位置づけは変更しませんが、「区計画」の名称は、より実態に即した名称に変更する方向で検討を進めます。
- また、区の概況などPR的な内容も多く記載していることから、掲載項目を精査するとともに、「**計画期間の主な取組**」については、前述の**政策体系別の取組(施策・事務事業)**と同様に見直しを行います。

【「区のまちづくりの方向性と主な取組」のページのイメージ】

- 必要な情報を簡潔に記載し、ページ数は各区2ページで統一
- レイアウトは今後変更する可能性があります。



7 実施計画の概要

(5) 評価のしくみの見直し

- 総合計画の進行管理は、政策(2層)、施策(3層)、事務事業(4層)ごとに指標を設けた上で、施策評価を2年に一度、事務事業評価を毎年実施してきましたが、**評価結果の関係性が分かりづらいなどの課題が顕在化しており、特に、政策の効果を測定するための「市民の実感指標」については、外的要因に大きく左右される側面があることから、施策、事務事業との関係性が弱いものとなっています。**
- また、**毎年の事務事業評価では、千数百ページにおよぶ評価シートを作成することで、膨大な事務負担が生じているとともに、情報量が多く、市民に要点が伝わりにくいものとなっています。**
- こうしたことを踏まえ、評価のしくみを見直すこととし、**実感指標のあり方や施策・事務事業評価の統合等**について検討を進めます。

【第4期実施計画の評価シートのイメージ】

- 施策単位の評価と事務事業単位の評価を統合
- レイアウトは今後変更する可能性があります。

The image shows a detailed evaluation sheet for the 4th period implementation plan. It is divided into several sections: '施策1' (Policy 1), '施策2' (Policy 2), and '施策3' (Policy 3). Each section includes a '指標' (Indicator) table with columns for '現状値' (Current Value), 'R8', 'R9', 'R10', 'R11', and '単位等' (Unit, etc.). The '達成' (Achievement) status is indicated by a dot in the 'R11' column. Below the indicator table is a '定量的な成果' (Quantitative Results) section. To the right of the indicator table is a '定性的な成果' (Qualitative Results) section. At the bottom is a '今後の方向性' (Future Direction) section. The sheet also includes a '施策の進捗状況' (Progress Status of Policy) section with a progress bar.

The image shows a simplified evaluation sheet for the 4th period implementation plan. It is divided into three main sections: '事務事業1' (Business 1), '事務事業2' (Business 2), and '事務事業3' (Business 3). Each section includes a '計画' (Plan) table with columns for 'R8', 'R9', 'R10', and 'R11'. The '実績' (Actual) status is indicated by a dot in the 'R11' column. Below the plan table is a '主なアウトプット' (Main Output) section. The sheet also includes a '計画期間の主な取組と実績 (1/2)' (Main Activities and Achievements during the Plan Period (1/2)) section.

7 実施計画の概要

(6) 効率的・効果的な計画行政の推進

- 職員一人ひとりがSDGsを強く意識して総合計画に基づく取組を推進するとともに、SDGsとの関係を市民に分かりやすく伝えるため、引き続き、すべての施策に関連するSDGsのゴールを紐づけ、一体的な取組を推進します。また、2030年以降の目標設定について、国内外の動向を注視していきます。
- 総合計画の取組と地方創生の取組を一体的に推進するため、引き続き、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を統合した計画とします。
- 総合計画の着実な推進に向けて、各局等において必要な事項を定める個別の計画等については、実施計画の見直しの趣旨(市民に分かりやすく、機動的な計画にする)を踏まえ、必要な見直しを検討します。
- デジタル化の進展を踏まえ、改定後の総合計画は、パソコンやタブレット端末からの参照を前提とした横型のレイアウト構成とします。その上で、これまで冊子として発行していた総合計画について、アクセス性の向上や環境負荷の軽減等を図るため、デジタルデバイドにも配慮した上で、電子媒体のみ作成する方向で検討を進めます。

8 改定までのスケジュール(予定)

令和7年度 (2025年度)	5月28日	川崎市総合計画「改定方針」公表
		川崎市総合計画改定に向けた「将来人口推計」公表
	8月頃まで	主要課題調整会議(レビュー)の実施
	11月	川崎市総合計画「改定素案(※)」公表
	12月	市民説明会、パブリックコメント手続の実施
	2月	川崎市「基本構想」・川崎市「基本計画」改定の議案提出
		川崎市総合計画「第4期実施計画(案)」公表
	3月	川崎市総合計画改定

【参考1】川崎市基本構想（平成27年12月15日議決）

目次

I 趣旨・目的

II めざす都市像とまちづくりの基本目標

III 基本政策

- 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- 3 市民生活を豊かにする環境づくり
- 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。戦災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の30年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

II めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの

【参考1】川崎市基本構想（平成27年12月15日議決）

笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模

な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

【参考1】川崎市基本構想（平成27年12月15日議決）

3 市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点

整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

【参考2】川崎市基本計画（平成27年12月15日議決）

目次

I 趣旨・目的

II 目標年次及び計画の位置づけ

III 「政策」の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

政策1-5 確かな暮らしを支える

政策1-6 市民の健康を守る

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策2-2 未来を担う人材を育成する

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

政策3-2 地域環境を守る

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策4-4 臨海部を活性化する

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 目標年次及び計画の位置づけ

平成28(2016)年度からの概ね10年間を対象として、市政運営の方向性を定めるものです。

III 「政策」の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

【参考2】川崎市基本計画（平成27年12月15日議決）

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいに川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組めます。

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

政策1-5 確かな暮らしを支える

高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。

市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

政策1-6 市民の健康を守る

高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

【参考2】川崎市基本計画（平成27年12月15日議決）

基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

政策2-2 未来を担う人材を育成する

若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。

市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くこと

の意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

政策3-2 地域環境を守る

本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組みます。

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。

豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。

また、産学官の交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

高齢化の進行やICT（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくこと

が、これからは重要です。

医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。

また、いつでもICTを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

10年後の平成37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。

若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組みます。

政策4-4 臨海部を活性化する

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。

そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。

【参考2】川崎市基本計画（平成27年12月15日議決）

また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。

都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。

このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通

ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

経済的な豊かさだけでなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。

こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制100周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域

【参考2】川崎市基本計画（平成27年12月15日議決）

資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたくなる川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

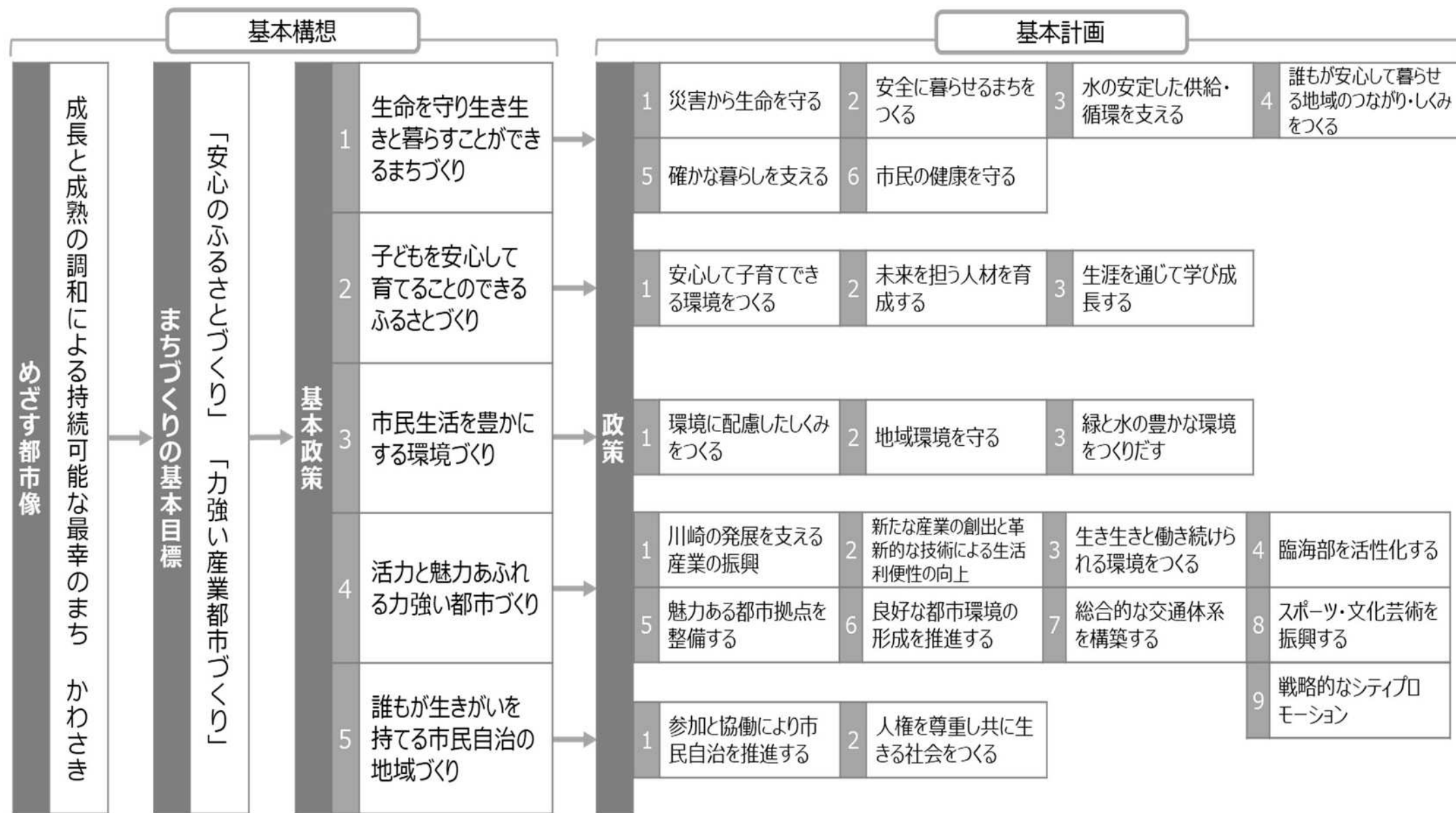
さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

【参考3】 現行の政策体系(イメージ)【基本政策～政策】



※各政策の下に「実施計画」で定める「施策」及び「事務事業」が連なる

[illegible]

※ レイアウトは今後変更する可能性があります。

【参考4】第4期実施計画のレイアウト(イメージ)【政策体系別の取組(施策・事務事業) 2/2】

施策 1-●-● ●●●●●●●●●●●●●●●●

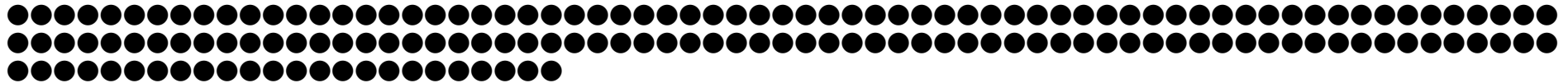
取組の方向性

[illegible]

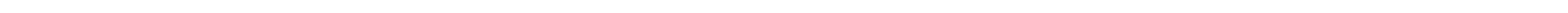
※ レイアウトは今後変更する可能性があります。



まちづくりの方向性

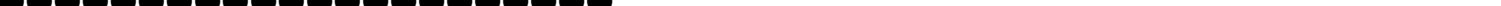


現状と課題等

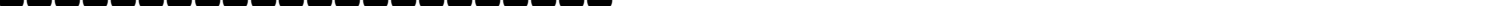
- 
- 
- 

計画期間の主な取組

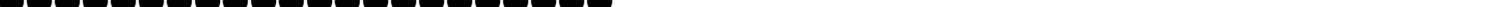


- 



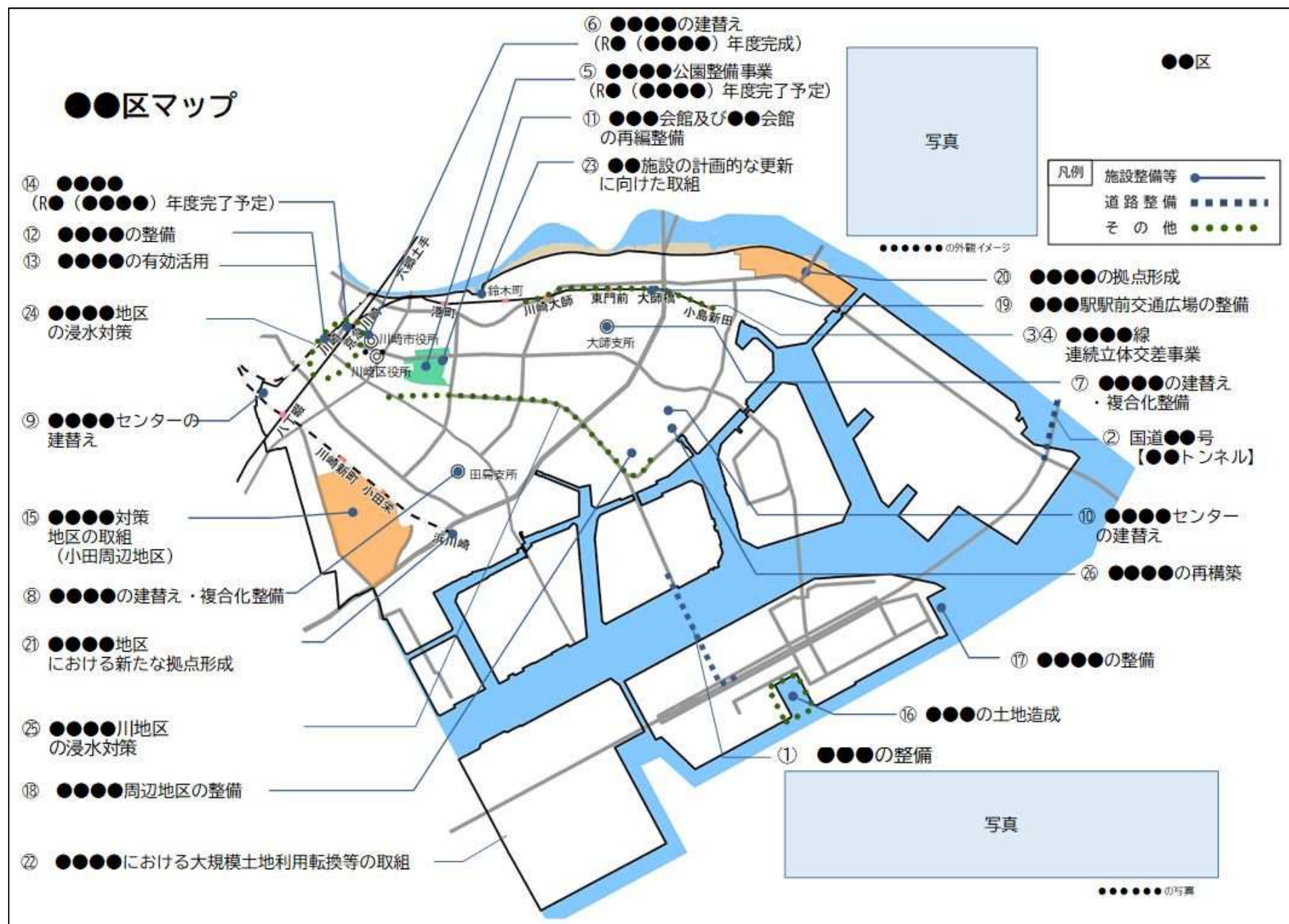
- 



- 

※ レイアウトは今後変更する可能性があります。

【参考4】第4期実施計画のレイアウト(イメージ)【区のまちづくりの方向性と主な取組 1/2】



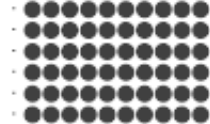
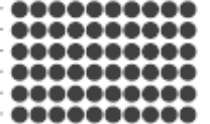
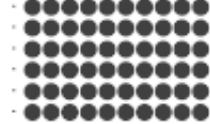
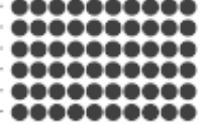
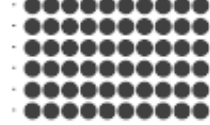
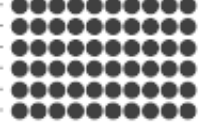
※ レイアウトは今後変更する可能性があります。

【参考5】第4期実施計画の評価シート(イメージ) 1/3

	施策1 - ●-●											
	施策所管課											
	施策の目標											
成果指標	定量的な成果											
	指標1											
		現状値	R8	R9	R10	R11	単位等	達成				
	目標値	-	●●	●●	●●	●●	●					
	実績値	(R●年度)	●●	●●								
	要因分析											
	指標2											
		現状値	R8	R9	R10	R11	単位等	達成				
	目標値	-	●●	●●	●●	●●	●					
	実績値	(R●年度)	●●	●●								
要因分析												
指標3												
	現状値	R8	R9	R10	R11	単位等	未達成					
目標値	-	●●	●●	●●	●●	●						
実績値	(R●年度)	●●	●●									
要因分析												
その他												
		取組の方向性										
施策の進捗状況												
今後の方向性												

※ レイアウトは今後変更する可能性があります。

【参考5】第4期実施計画の評価シート(イメージ) 2/3

施策 1 - ● - ●		計画期間の主な取組と実績 (1 / 2)											
事務事業 1 	計画	事務事業の概要		主なアウトプット									
	実績												
		R 8 		R 9 		R 10 	R 11 						
		予算	●●●●	決算	●●●●	予算	●●●●	決算	●●●●	予算	●●●●	決算	●●●●
事務事業 2 	計画	事務事業の概要		主なアウトプット									
	実績												
		R 8 		R 9 		R 10 	R 11 						
		予算	●●●●	決算	●●●●	予算	●●●●	決算	●●●●	予算	●●●●	決算	●●●●
事務事業 3 	計画	事務事業の概要		主なアウトプット									
	実績												
		R 8 		R 9 		R 10 	R 11 						
		予算	●●●●	決算	●●●●	予算	●●●●	決算	●●●●	予算	●●●●	決算	●●●●

※ レイアウトは今後変更する可能性があります。

【参考5】第4期実施計画の評価シート(イメージ) 3/3

施策1 -●-●		計画期間の主な取組と実績 (2/2)			
事務事業4	計画	事務事業の概要		主なアウトプット	
	実績	R8	R9	R10	R11
		予算	決算	予算	決算
事務事業5	計画	事務事業の概要		主なアウトプット	
	実績	R8	R9	R10	R11
		予算	決算	予算	決算

※ レイアウトは今後変更する可能性があります。